

第4次山口市健康増進計画及び第10期山口市高齢者福祉計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月2日

1 業務名

第4次山口市健康増進計画及び第10期山口市高齢者福祉計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科保健計画」「自殺対策計画」を一本化した「第4次健康増進計画」及び「第10期高齢者福祉計画」を、他計画とも連携を図りながら策定することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」の内容に基づいた業務
- (3) 業務規模 健康増進計画2, 625千円（消費税抜き）を上限とする。  
高齢者福祉計画2, 544千円（消費税抜き）を上限とする。
- (4) 実施形式 公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適した者を選定する。
- (5) 支払方法 年度末の完了検査終了後、支払うものとする。

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 山口市の入札参加資格者名簿に業者登録していること。
- (2) 地方公共団体が発注する事業を受託した実績があること。ただし、本業務の履行が確実と見込まれる場合はこの限りではない。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山口市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (5) 国税、地方税を完納していること。
- (6) 暴力団その他反社会的団体でないこと。

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると山口市が判断した場合は失格とする。ただし、山口市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山県市が判断した場合

## 6 実施スケジュール

- (1) 募集要領の公開 令和8年3月2日(月)
- (2) 質問の受付期間 令和8年3月13日(金)午後5時まで  
所定の質問書に記入の上、E-mailの件名を「プロポーザル質問(〇〇【法人名】)」として「11. 担当事務局」あて送信すること。質問への回答は、ホームページ上(本要領を掲載している画面と同一画面上)に随時掲載する。
- (3) 企画提案書等応募書類提出期限 令和8年3月19日(木)午後5時まで  
「11. 担当事務局」へ郵送(必着)または持参すること。
- (4) 1次審査(書類審査) 令和8年3月23日(月) 予定  
応募者多数の場合は書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。
- (5) 2次審査(プレゼンテーション) 令和8年3月30日(月) 予定  
1事業者30分程度(説明20分、質疑10分)のプレゼンテーションを実施する。出席者は、1事業者4名以内とする。
- (6) 選定結果通知 令和8年4月3日(金) 予定  
各応募事業者に文書で通知する。

## 7 企画提案書等応募書類(様式等)

- (1) 企画提案書の提出について(様式1)
- (2) 会社概要(任意様式)  
経歴、事業概要について簡潔に記載すること(パンフレット等の会社概要で代用することも可)
- (3) 企画提案書(任意様式)  
課題内容について提案、意見すること。様式は、任意とするが、日本工業規格A4版縦型に横書き(長辺綴じ)、文字サイズは12ポイントを基本とする。  
【課題内容】  
◆健康増進計画 引き続き「食育推進計画」「歯科保健計画」「自殺対策計画」を含む策定となるため、こどもから高齢者までの継続的な計画の方向性と検討事項等

◆高齢者福祉計画 山口市における地域特性の分析と第10期計画策定に向けた論点や課題の抽出、策定の方向性等、具体的な取組等

(4) 業務実施体制 (様式2)

健康増進計画、高齢者福祉計画それぞれについて、業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、主な資格、業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式でも可。

(5) 業務実績 (任意様式)

主担当者及び副担当者が、地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績(業務名、発注者名、履行期間、履行内容)を記載すること。

(6) 見積書・積算内訳書 (任意様式)

(7) その他参考資料 (任意様式)

業務工程表

応募事業者が過去に行った類似事業の実績(業務名、発注者名、履行期間、履行内容)を記載したもの。

※ 上記(1)～(7)を1つに綴じ、8部(正本1部、副本7部)を提出すること。

## 8 企画提案書等応募書類の取扱等

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 企画提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の企画提案書等の権利は山口市に帰属する。

(3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

## 9 審査

(1) 1次審査

提出された企画提案書等応募書類により審査する。

(2) 2次審査

応募多数の場合に実施する。

①審査は山口市職員等で組織する選定会議において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。

②別添「審査表」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。なお、価格点については健康増進計画と

高齢者福祉計画を合計して計算する。

- ③新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションソフトでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

(3) 選定結果

各応募事業者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議は認めない。

1 0 契約の締結

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山県市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）を適用するものとする。なお、契約金額については市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

1 1 担当事務局

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

山県市健康介護課（保健福祉ふれあいセンター1階）担当 辻・河村

電話：0581-22-6838

FAX：0581-22-6841

E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp